

③内部監査、監査役監査の状況

当行では、内部監査部署である監査部が9名、監査役が4名の体制となっています(事業年度末現在)。

監査部は、全業務部門を対象に年1回監査を実施しているほか、必要に応じて不定期的に実施し、法令及び業務規程等の遵守状況、内部統制システムの運用状況を検証し、監査結果を常務会及び監査役会へ報告しております。

監査役は、取締役会などへ出席するとともに、取締役決裁権限の稟議書、取締役への回覧文書、事故・係争・苦情関係報告書等の全てを閲覧し、本部各部に対しては各部が所管する業務運営上の課題、各部施策の実施状況等について部長ヒアリングを年1回実施しております。また、営業店に対しては監査部の内部監査時に連携して年1回の監査を実施しており、店務運営上の課題、苦情・トラブルの状況、人事管理上の課題等について支店長ヒアリングを行い、内部統制システムの運用状況を検証しております。

また、監査役会は内部監査部署との緊密な連携を保つため毎月連絡会を開催しているほか、会計監査との連携を確保するため、会計監査人との定例会議を開催しております。会議では、会計監査人から事業年度毎の監査計画の説明、監査結果の報告を受け、重要な会計処理や会計監査に係る内部統制の整備運用状況等に関する意見交換等を行い、内部監査及び監査役監査の実効性を高めております。

2 リスク管理体制の整備状況

リスク管理につきましては、リスク管理統括規程に基づき、各種リスクの担当部署及び各種リスク管理規程を定めるとともに、経営管理部を統括部署として各種リスクを統合的に管理する体制を整備しております。また、リスク管理委員会、ALM委員会などを定期的で開催し、各種リスクの把握・管理及び回避策などの検討を行っております。なお、法律上の判断を必要とする場合には、顧問弁護士に適時アドバイスを受けております。

3 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に 向けた取組みの当事業年度における実施状況

取締役会は17回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。

監査役会は14回開催し、監査方針、監査計画等について協議するとともに、監査役は取締役会、常務会、リスク管理委員会などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査しております。また、本部各部長に対しては各部が所管する業務運営上の課題などのヒアリングを実施したほか、営業店に対しては年1回の監査を実施しております。

リスク管理委員会及びその下部組織であるリスク管理小委員会を11回開催しております。

平成14年度からIR活動の一環として開始した「株主及び取引先向け経営(決算)内容の説明会」を平成18年7月から8月にかけて全営業店で実施しております。

「コンプライアンス体制の整備状況」

●当行のコンプライアンス体制は、取締役会を頂点に、コンプライアンス統括部署として経営管理部を置き、各本部・営業店に法令等遵守責任者、法令等遵守担当者を置いて相互に連携してコンプライアンスを実践する仕組みとなっており、取締役会は、コンプライアンスに関する基本方針、その他の重要事項について議論を行い決議します。また、コンプライアンス委員会を定期的で開催し、法令等遵守に係る重要な事項を協議するとともに法令

等遵守の実施状況等を検証することとしております。

●法令等遵守を統括する経営管理部は、法令等遵守に係る規程等の整備、行内教育・研修の充実及び法令等遵守活動状況等の管理を行うなど、法令等遵守体制の強化を図ることとしております。

●当行の「法令等違反の通報制度」を活用し、法令等違反行為の早期発見・早期是正に努めてまいります。